

社会福祉法人つつじ会

居宅介護支援事業所

石巻蛇田居宅介護支援センター

運営規程

## 目次

第1条 事業の目的	1
第2条 運営の方針	1
第3条 事業所の名称等	1
第4条 職員の職種、員数及び職務内容	2
第5条 営業日及び運営時間等	2
第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容等	2
第7条 通常の事業の実施地域	3
第8条 秘密保持等	3
第9条 苦情処理	4
第10条 虐待防止に関する事項	4
第11条 事業継続計画の策定等	4
第12条 衛生管理等	4
第13条 その他運営に関する重要事項	5
第14条 その他	5

社会福祉法人つつじ会  
石巻蛇田居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人つつじ会が運営する石巻蛇田居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者である高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

- 2 事業所は、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業所は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に編することのない公正中立に行うものとする。
- 4 事業所の運営にあたっては、関係市町村介護保険課、各地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。なお、具体的な連携内容等については別紙1のとおりとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業者は指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条第2項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 石巻蛇田居宅介護支援センター
- (2) 種別 指定居宅介護支援事業所

(3) 所在地 石巻市蛇田字小斎 6 1 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 常勤（兼務）

事業所の業務を一元的に管理し、職員の指導監督を行う。

(2) 主任介護支援専門員 1名以上 常勤（管理者と兼務1名以上）

介護支援専門員に対しケアマネジメントの相談援助、指導、定期的研修の計画及び事例検討会を行うものとする。

訪問面接、課題分析、サービス担当者会議、及び居宅介護サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）作成に関する一連の業務を遂行するものとする。

(3) 介護支援専門員 3名以上 常勤（管理者を含め）

訪問面接、課題分析、サービス担当者会議及びケアプラン作成に関する一連の業務を遂行するものとする。

(営業日及び運営時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の各号のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所については、できる限り利用者の居宅を訪問し相談に応じるものとする。また、事業所内の相談室や関係機関の会議室等にて随時相談に応じるものとする。

(2) 使用する課題分析表の種類については、それぞれの種類の有する特徴を十分に理解の上、利用者及びその家族の求めるケアプラン作成に最も適した方法を用いるものとする。居宅サービスの作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能である。

(3) サービス担当者会議の開催は、ケアプランを新規に作成した場合や、要

介護更新認定及び要介護状態区分の変更認定を受けた場合に、原則として開催するものとする。各参加者は利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを目的とし、明確化するものとする。なおサービス担当者の事由により、会議への参加が得られなかった場合や、利用者の状態に大きな変化が確認されない等の理由においては、サービス担当者に対する照会等により意見を求め、利用者の状況やケアプランの内容を共有するものとする。

- (4) 介護支援専門の居宅訪問回数については、原則として月に1回、利用者の居宅を訪問面接し、聞き取った情報の記載をするものとする。また、必要に応じて居宅を訪問するものとする。
- (5) ケアプランに福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続性を検証した上で、継続が必要な場合にはケアプランに記載するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、各地域包括支援センターに当該利用者に関する必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (7) 事業所は、指定介護予防支援事業所から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案しながら、当該業務が適正に実施できるよう配慮するものとする。
- (8) 作成した居宅介護サービス計画書の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置つけられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた地域密着型通所介護ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの割合等を作成する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は原則として、石巻市、東松島市（ただし離島を除く。）とするものとする。

(秘密保持等)

第8条 介護支援専門員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 2 本事業所の介護支援専門員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員との雇用契約において必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に関して、社会福祉法人つづじ会の苦情解決要綱に基づき適切に対応するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待のための発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画（以下「業務継続計画」という。）

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第14条 この規定の運営に際し定めるものの他、運営に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和1年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。